全国社会福祉法人経営者協議会

経営協情報 №62

平成 27 年 3 月 30 日発行
全国経営協事務局
TEL. 03-3581-7819
http://www.keieikyo.gr.jp/

＜今号の内容＞

１．子ども・子育て支援新制度に係る都道府県の役割等について説明
～全国児童福祉主管課長会議 開催～
２．子ども・子育て支援新制度施行に向けた取り組み状況や点検・評価の仕組みについて検討
～子ども・子育て会議（第 23 回）、基準検討部会（第 27 回）合同会議～

１．子ども・子育て支援新制度に係る都道府県の役割等について説明 ～全国児童福祉主管課長会議 開催～

厚生労働省は、3 月 17 日（火）、平成 26 年度全国児童福祉主管課長会議を開催し、平成 27 年度児童福祉関係施策にかかる方針や子ども・子育て支援新制度等への対応について説明を行った。

（当日の配布資料等は、以下のＵＲＬに掲載されている）

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000078234.html

総務課・虐待防止対策室

子ども・子育て支援に係る社会保障費について、児童虐待防止対策について、子育て支援員の研修等について説明があった。

また、児童養護施設等の耐震化等整備について、次世代育成支援対策施設整備交付金を予算化しているため、現在の耐震化整備率（80.7%）から 100%をめざして対応して欲しいとの要請があった。

少子化対策企画室

4 月から子ども・子育て本部を内閣府に設置することが報告された。

また、都道府県・市町村において、子ども・子育て支援新制度が施行されるにあたり、地方版子ども・子育て会議等を活用して新制度の点検・評価・見直しを行うよう依頼があった。

家庭福祉課・母子家庭等自立支援室

社会的養護の充実について説明があった。

児童養護施設等の職員配置の改善について現行の 5.5：1 から 4：1 への移行について

は保護単価を段階的に設けることが報告されたほか、職員給与について新規採用時期の加算率引き上げや平均勤続年数14年以降についても加算率を上昇させるため、人件費加算率を平均 3%引き上げること、児童養護施設等入所児童への学習支援充実策として、学習塾の利用へ助成金を支給することを予定していることが報告された。

また、第三者評価について、平成26年度に受審が集中していることから、各都道府県市に対し、平成27年度以降の計画的な受審について施設側と調整するよう要請があった。

保育課・幼保連携推進室

待機児童解消加速化プランについて、平成25・26年度については保育拡大量は約19.1万人と見込まれ、ほぼ計画通りに進捗しており、平成27年度からの3年間で21万人を確保するために保育所等整備交付金等の予算を計上していると報告があった。

また、加速化プランにより保育量を拡大することで、平成29年度末までに新たに6.9万人の保育士が必要となることを受け、保育士試験の年2回実施、勤続年数11年目以降の職員についての処遇改善などを盛り込んだ保育士確保プランが示された。

都道府県に対しては、職員の質確保のためにも研修会等への積極的な参加の指導、地方単独事業について、国の支援が厚くなったからといって減算することなく積み上げることの要請があった。

また、保育所、認定こども園等の事業を行う社会福祉法人等に対する寄付の税額控除制度について、これまで寄付者 100 人以上が条件とされていたものを、法人が設置する施設の定員の合計数が5,000人に満たない場合には10人以上かつ年平均の寄付金総額が30万円以上とする税制上の措置が講じられることが報告された。

２．子ども・子育て支援新制度施行に向けた取り組み状況や点検・評価の仕組みについて検討
～子ども・子育て会議（第23回）、基準検討部会（第27回）合同会議～

3月19日（木）、子ども・子育て会議（第23回）、基準検討部会（第27回）合同会議が開催され、

（１）子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況等について

（２）子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と点検及び評価について

を議題として議論が行われた。

（１）子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況等について

新制度の施行に向けて、制度内容や準備について自治体や事業者へ向けての説明会を開催したほか、国民や利用者に向けても周知・広報を進めていることが報告された。

また、事故の予防・再発防止に関する検討会においては、「中間とりまとめ」（平成26年11月）で残された論点について、平成27年の秋頃をめどにとりまとめるとされた。

その他に、労働基準法第34条第3項における休憩時間の自由利用規定について、居宅

訪問型保育事業については、適用除外となることが報告された。

（２）子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と点検及び評価について

子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、基本指針において市町村及び都道府県が、実施状況や実績を点検、評価し、結果を公表することが定められていることを受け、点検及び評価の内容・方法について、以下の案が示された。

○点検及び評価の内容（例）

・事業ごとの「確保方策」の進捗状況。計画と実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討

・計画の「量の見込み」と実際のニーズの乖離。乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討

・質の向上の進捗状況
（指標例：質の向上項目の実施状況）

・計画を実施するために必要な財源の確保状況等

・計画全体の成果（アウトカム）
（指標例：子育て支援全般についての住民満足度）

○点検及び評価の方法

①地方版子ども・子育て会議の活用

地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。

＊内閣府においては、２７年度前半中に「地方版子ども・子育て会議の好取組事例調査」を実施し、取りまとめ結果を全自治体に情報提供する予定。

②その他

適宜、利用者・事業者等に対するヒアリングやアンケート調査等を併用することも考えられる。

委員からは、「好事例の収集と併せてガイドラインを国が示すべき」、「利用者の満足度調査などは自治体ごとにばらばらと実施しても比較ができないので、国が一斉に同一内容で実施すべき」、「研究機関を設けるか、大学などと連携して調査を実施すべき」といった意見が出された。

議論の最後に、有村治子少子化対策担当大臣から、子ども・子育て会議委員等に対する謝辞とともに、「新制度施行のスタートラインに立つことができた。消費税率の再引きあげ時期が延期となったが、量的拡充および質の改善に関する財源を確保する予算案を示すことができた。引き続き見守っていただきたい。また、3 人以上の子どもがいる多子世帯の負担軽減や結婚支援策を盛り込んだ少子化対策大綱も検討している。少子化対策に一層取り組んでまいりたい」と挨拶があった（少子化対策大綱は、平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）。

当日の配布資料等は、以下のＵＲＬに掲載されている。
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_23/index.html

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

http://www.keieikyo.gr.jp/

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても無料でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、無料で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の３つを利用いただけます。

（ホームページ左の「ＷＥＢ経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- 全国経営協　協議員･監事･相談役
- 都道府県経営協の正副会長、事務局
- 全国社会福祉法人経営青年会　会員（メールニュース配信希望者のみ）